

3-4 目にする緑

1) 緑によるイメージアップ

彩り豊かなボリュームある緑は、まちの景観と町民の暮らしにいきいきとした雰囲気をつくり、四季の移り変わりを伝えてくれます。また、町外からの来訪者へは、音更町民の緑に対する姿勢を伝えるシンボルになります。

ここでは、町内外の多くの人たちが目にする、中心市街地と主要な道路のまわりについての取り組みをまとめています。

15

中心市街地の緑化

- 店舗や事務所などと行政が力を合わせ、いきいきとした街並みをつくります。
- 町民の生活を支える中心市街地の緑化を積極的に支援します。
 - プランター・ハンギングバスケット・コンテナボックス（低木や花などを寄せ植えした大き目のプランター）・ツタなどにより、中心市街地の緑をふやしていきます。
 - 緑化の支援制度を活用し、地域の意向やアイディアをまとめ、統一感のある景観をつくりあげます。

16

街角の緑化

- 歩いて楽しめるまちづくりをめざします。
 - 中心市街地の空地などをポケットパークとして整備し、憩いの場やシンボルとなる空間をつくります。また、これらの空間を地域のイベントなどの場として活用することを検討します。
- 街並みを構成する施設も景観に配慮して整備を行います。
 - プランターや看板などのデザインは、地域住民がアイディアを出し合って個性ある施設づくりを行うなど、歩く楽しみをふやし、地域の人たちが愛着を持って維持管理できるようにします。

街路ほか主要な道路の緑化

- 音更のまちを訪れる人たちに、緑とともに暮らす町民の姿を伝え、音更のまちを印象づける緑のランドマークをつくります。
- 音更のまちの顔となる主要な道路の交差点や、音更のまちの出入口となる橋のまわりなどに、それぞれ特色ある緑化を行います。
- シンボルツリーや彩り豊かな花壇などにより、音更のまちを訪れる人たちを歓迎します。
- また、主要な道路周辺に限らず、十勝らしいすぐれた景観を楽しめるよう、街路樹などの配置を十分に考えます。
- 農村部の生活環境の向上と地域のシンボルとなる景観形成のため、並木道整備を進めます。周辺景観との調和を図るとともに、耕地防風林などの十勝らしい景観の保全にも配慮しながら緑化を行います。



●雄飛が丘通

■ 十勝らしいすぐれた景観を楽しめるような取り組みは、緑の基本計画ワークショップで参加者から提言されたものです。

2) 公共空間の緑化

まちの中には役場・消防署・福祉施設・学校など、さまざまな公共公益施設があります。これら町民の生活に欠かすことのできない公共公益施設は、地域のシンボルとしての機能も持っており、その機能を高めるためには、緑被率30%の確保につとめるなど、積極的に緑化を進めていく必要があります。また、公園緑地などを配置することが難しい地域では、緑をふやしていくための貴重な空間です。

なお、多くの公共公益施設が災害発生時の避難場所として定められており、防災の視点からも緑化を進めていく必要があります。

18

公共公益施設の緑化

● 親しみが感じられる緑化を行います。

- 町民が利用する施設として、建築物のデザインや敷地の条件などを考えながら、親しみが感じられる緑化を行います。
 - 緑化にあたっては、緑化講習会の実習を兼ねて行うなど、施設を利用する地域の人たちの参加も検討します。
- 災害発生時の避難場所として安全な機能を確保するため、ボリュームある緑化を行います。
- 敷地の外周には高木や低木を組み合わせ、防災効果の高い空間をつくります。

19

学校の緑化

● 緑と自然の大切さを学習できる緑化を行います。

- 校庭の一部に、こどもたちの意見をもとに緑化を行います。
 - 水辺をつくったり、実のなる木を植えるなど、最小限の手助けでこどもたちが作業を行うことにより、緑と自然の大切さを学びます。
 - これらは環境学習や理科の生きた教材として活用していきます。
- 災害発生時の避難場所として安全な機能を確保するため、ボリュームある緑化を行います。
- 学校以外の公共公益施設と同様に、敷地の外周には高木や低木を組み合わせ、防災効果の高い空間をつくり、災害から避難場所をまもります。

3) 民有空間の緑化

緑のまちづくりを進めていくためには、まちの大部分を占めている民有空間の緑化が必要です。

緑化の表彰制度などを活用しながら、町民・企業・行政などが協力し、まち全体に緑を広げていきます。

20

民有施設の緑化

● 民有施設の緑化を進めます。

- 行政と企業が協力して効果的な緑化の方法を考えます。
 - 緑の表彰制度を活用し、広報誌・写真展・緑化週間ポスターなどで、緑のまちづくりを支える優良企業のPRを行います。
- 民有施設の開発や建設にあたっての緑化指針や基準づくりを検討します。
- 一定規模以上の土地を造成したり建築物を建設する場合には、緑化方法・緑化面積・緑化材料などを事前に緑化計画書として提出・協議するなど、意見交換の機会とルールづくりを進めていきます。
- 農村部の生活環境の向上と景観の保全を行います。
- 民有施設のうち農地についても、工業団地や商業施設と同様に、緑の支援制度を活用し、うるおいのある地域づくりを進めます。
 - また、耕地防風林や屋敷林が一体となった十勝らしい農村景観の保全につとめます。



●景観緑肥と耕地防風林

21

住宅地の緑化

- 地域ごとに特色ある緑化を進めます。
 - 植栽する樹木や花、植え方などを統一したり、連續した生垣をつくるなど、地域ごとに特色のある緑化に取り組みます。
- 緑の支援制度と表彰制度を活用し、民有施設の緑化を進めます。
 - 地域に住む人たちの意見やアイディアを具体化するため、緑の支援制度を活用します。

22

緑化重点地区の整備

- 緑のまちづくりのモデルとして緑化を重点的に行う地区を定めます。
 - 音更の緑のまちづくりのシンボルとして、音更川河岸段丘周辺の地域を緑化重点地区に設定します。
 - 既存樹林地の保全と活用を図るとともに、公園緑地の整備、河川・道路空間の緑化、公共・民有空間の緑化、町民参加による植樹活動などを総合的に行い、緑のネットワークの骨格形成をめざします。
- 町民・企業・行政が協力して緑のまちづくりを進めるしくみをつくります。
 - 緑化重点地区は、市街地の整備や開発の計画・各種事業との連携を考え、実現性の高い部分から取り組みを進めていきます。
 - 各種事業での緑づくりの役割分担や、町民・企業・行政の協力体制は、総合的な取りまとめ・調整のための組織をつくり、円滑に事業を進めていきます。



●木野東小学校における
植樹会の様子
(音更川左岸宝来築堤)